

：	進行中	：	2025/06/23
：	急いで	：	2025/06/25
：	姜 俊豪	：	80%
：		：	0.00
顧客ID:	nc14122727	システム:	CheckEye DX, RC-LS クラウド
医療機関名:	小金井竹田内科 小児科 在宅クリニック	カルテ番号:	18892
完了通知日:		診療年月:	50706
医療機関コード:	4122727	業務区分:	確認

ニチイ学館様よりお問い合わせです。

医療機関ID：nc14122727 6月診療分 患者ID:18892

ル | ルID：SS1200M002

特定疾患療養管理料（診療所）は初診料に含まれ、算定できないのではないのでしょうか。（同月内）で、不合格になっております。

特定疾患療養管理料（診療所）の算定日：6/6、6/7

初診料算定日：6/20 です。

点検ル | ルの確認をお願いいたします。

該当レセプト画面キャプチャを添付します。

#1 - 2025/06/23 12:14 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美() .

~~~~~

~~~~~

#2 - 2025/06/23 13:31 - 小門 亜優美

- () 新規 進行中() .

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

回答ありがとうございます。

こちらは、何か資料などありますでしょうか？

#3 - 2025/06/23 13:48 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美() .

??

とあります。実際には最終受診日にも処方されていると思いますので、処方の終了後??

#4 - 2025/06/24 09:44 - 小門 亜優美

- () 進行中 解決() .
- () 0 80() .

詳しい説明をありがとうございます。

ニチイ学館様にお伝えしました。

#5 - 2025/06/24 11:00 - 小門 亜優美

- () 解決 進行中() .
- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

ニチイ学館様から追加問い合わせが来てしまいました、、、。

私の回答から記載します。

< 私の回答 >

お世話になっております。

医療監修者に確認いたしました。

診療報酬点数表における初診料の通則（14）に以下の記載がございます。
「患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。」

また、「特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。」
治療計画に基づき治療されている患者さんを、特定疾患療養管理料算定月に中止し、新たに初診料を算定するのは、いかがでしょうか。
初診料の通則（14）にあるように、少なくとも、最終来院日から1月以上経過する必要がある、一般的には最終来院日から3か月を目安にしている医療機関が多いです。

との回答がございました。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。

< ニチイ学館様からの追加問合せ >

回答をありがとうございます。

特定疾患療養管理料（診療所）の算定日：6/6、6/7

初診料算定日：6/20

なのに、エラ | メッセ | ジが「特定疾患療養管理料（診療所）は初診料に含まれ、算定できないのではないのでしょうか。（同月内）」と
なっていることに対してお問合せです。

回答を拝見いたしますと、そもそも特定疾患療養管理料（診療所）を月2回算定しているにも関わらず初診料を算定しているのは
いかがなものでしょうか となると理解いたします。

メッセ | ジの表示によって医療機関様では初診より前に算定しているにも関わらずエラ | になっていると思われます。（算定ル | ル上は間違っていない）
このような場合のメッセ | ジの表示方法をご検討頂きますよう、お願い致します。

SS1200M002 では、特定疾患療養管理料を算定する前の同月に初診料が算定された場合について、点検をし、
別途、特定疾患療養管理料を算定した後の同月に初診料が算定された場合のル | ルを新規で作成する感じでしょうか、、、。

どうしたらいいのでしょうか、、、（T-T）

#6 - 2025/06/24 13:57 - 磯崎 康浩
- ()磯崎 康浩 小門 亜優美() .

SS1200M002 では、特定疾患療養管理料を算定する前の同月に初診料が算定された場合について、点検をし、
別途、特定疾患療養管理料を算定した後の同月に初診料が算定された場合のルールを新規で作成する感じが、
のメッセージを初診料が算定されていますが、特定疾患療養管理料の算定はいかがでしょうか。に変更しましょうか？

CC002M1406 初診料に含まれる特定疾患療養管理料 でチェック可能です。

#7 - 2025/06/24 14:40 - 小門 亜優美
- ()小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

SS1200M002 を確認したところ、【医科電子点数表】診療行為の包括点検(同月)となっており、
特定疾患療養管理料 に対してのみのルールではないようです。

このルールから、特定疾患療養管理料 を除き、別途ルールを作成する必要がありそうです。
新規ルールを作成されるのであれば、メッセージは先ほどご提案していただいたもので良いかと思われます。
また、初診料の通則(14) の内容を、説明の中のチェック根拠に記載していただくとより分かりやすいです。
ご判断をお願いいたします。

#8 - 2025/07/01 10:46 - 磯崎 康浩
- 特定疾患療養管理料算定後の初診.xlsx (ガ) ガ .
- ()磯崎 康浩 姜 俊豪() .

特定疾患療養管理料算定後1か月以内に初診料を算定された場合のルール作成しました。
なお、SS1200M002 のチェック項目から、特定疾患療養管理料を除外してください。

#10 - 2025/07/01 15:58 - 小門 亜優美
- ()姜 俊豪 磯崎 康浩 () .

磯崎さん

初診料のグループに

111012610 初診料(同一日複数科受診時の 2 科目 文書による紹介がない患者)
111012810 特定受結率初診料(同一日複数科受診時の 2 科目)

は必要でしょうか？
内科にて、以前から通院し、特定疾患療養管理料を算定している患者さんが、
その日初めて皮膚科を受診し、111012610 初診料(同一日複数科受診時の 2 科目 文書による紹介がない患者)を算定した場合、
該当ルールで不合格になりませんか？

確認をお願いします。

#11 - 2025/07/07 13:44 - 磯崎 康浩
- (特定疾患療養管理料算定後の初診.xlsx)

#12 - 2025/07/07 13:48 - 磯崎 康浩
- 特定疾患療養管理料算定後の初診.xlsx (가) 가
- ()磯崎 康浩 姜 俊豪()

特定疾患療養管理料算定後1か月以内に初診料を算定された場合のルール修正しました。
なお、SS1200M002 のチェック項目から、特定疾患療養管理料を除外してください。

#13 - 2025/07/08 10:44 - 姜 俊豪
- ()姜 俊豪 小門 亜優美()

ID DCB000M006
SS1200M002 特定疾患療養管理料

#14 - 2025/07/08 14:06 - 小門 亜優美
- ()小門 亜優美 姜 俊豪()

姜さん
DCB000M006のルールについて、#10の項目が削除されていることを確認しました。

SS1200M002から特定疾患療養管理料が除外されていることが、確認できませんでした。
以前教えていただいた、EXP のところに除外されたものが記載されるわけではないのですか？
どこを確認すればいいでしょうか
教えてください。

#15 - 2025/07/08 16:22 - 姜 俊豪
- ()姜 俊豪 小門 亜優美()

#16 - 2025/07/08 16:24 - 小門 亜優美
- ()小門 亜優美 姜 俊豪() .

そうですね、、、。分かりました。
姜さんが除外してくださっているなら、問題ありません。
新規ルールも一緒に7/11以降に適用してください。
よろしくお願いします。

#17 - 2025/07/08 16:35 - 姜 俊豪
- ()チェックアイDX：初診料と特定疾患療養管理料（診療所）のエラIについて（25-A-0300）
7/11以降]チェックアイDX：初診料と特定疾患療養管理料（診療所）のエラIについて（25-A-0300）() .

スクリーンショット 2025-06-23 103425.png	139.099 KB	2025/06/23	小門 亜優美
特定疾患療養管理料算定後の初診.xlsx	17.512 KB	2025/07/07	磯崎 康浩